

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、指定管理者監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成24年4月11日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 山本直久

- 1 措置を講じた団体
公益財団法人 丸亀市福祉事業団
公益財団法人 丸亀市体育協会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成23年8月24日
指定管理者監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成24年1月4日
- 4 措置通知年月日
平成24年3月30日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成23年度指定管理者監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 公益財団法人 丸亀市福祉事業団

(1) 改善すべき事項

監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>各業務委託契約において、翌年度にまたがる自動更新契約が多く見受けられるが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と定められていることから、翌年度予算の裏づけのない自動更新契約はできないものであり、このような場合は債務負担行為による契約とするか、市の規程に準じ長期継続契約できるものは長期継続契約とすること。</p>	<p>ご指摘のとおり、業務委託契約における自動更新契約を締結している件が、一部ありましたので、平成24年度から丸亀市の規程に準じ、長期継続契約できるものは長期継続契約の契約方法に改善いたしたい。</p>
<p>丸亀市駐車場の管理運営に関する協定書第13条において、「乙は、毎月の使用料の徴収を行い、月2回、上期分は当該月の25日まで、下期分を翌月10日までに、丸亀市指定金融機関又は丸亀市収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定されているが、遅れて払い込むことが多いので期限内に振り込むようにすること。</p>	<p>駐車場の使用料の払い込みは、毎月2回上期分を25日までに下期分を翌月10日までと規定されているが平成22年度は、事務の繁雑等福祉事業団の事情により、振込が遅れたことがあったので、以後はこうしたことが無いよう業務を認識した運営に努めます。</p>
<p>業務委託等の随意契約において、施行決定決裁のないものが多数みられた。施行決定は承認された執行計画の範囲内で事業の施行を決定するものであり、事業を適切、効率的に行うためには支出負担行為の前の内部意思決定は重要であるので、起案書による施行決定を行うこと。</p> <p>また、見積書を徴して随意契約をする場合は、基本的にその金額で決定するので、見積要記に決裁権者の決定印を押印すること。</p>	<p>施行決定決裁は、書類の編綴の関係で事前監査に提出できなかった決裁は後日持参し、了解を得たものもありますが、少額の契約において施行決定決裁がなされていない件がありましたので、今後は契約金額に関わらず施行決定決裁の徹底を図ります。</p> <p>随意契約における決定印の押印漏れは、今後十分に気をつけて業務に取り組みます。</p>
<p>生涯学習センターで25,200円の戻入があるが、当初の支出額と戻入額を相殺しているため歳出日計表に戻入額が計上されていない不備が見受けられたので、金額の相殺はせず、経費の流れを明確にしておくこと。</p>	<p>以後、こうした不適切な相殺はせず、適正な処理に努めます。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>生涯学習センターの雑入の通帳に図書購入費 5 万円が入金されているが、市が寄附を受けて図書の選定のみを福祉事業団に依頼しているのであれば、市の歳入として予算化し、支払いも市がすべきであり、福祉事業団で寄附を受けるのであれば、福祉事業団で予算化するなど現状に合った取扱いとしていただきたい。</p>	<p>本来、丸亀市が受け入れるべき寄附に該当すると考えられるので、以後は、福祉事業団で寄附を受けずに、市で寄附を受け入れることといたしたい。</p>

2. 公益財団法人 丸亀市体育協会

(1) 改善すべき事項

監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>丸亀市民体育館・丸亀市総合運動公園の管理に関する協定書第 16 条では、事業計画書等の提出として次年度の事業計画、収支予算書等の作成及び提出することとなっているが、体育協会の予算差引簿は体育施設管理運営事業特別会計として全体の予算差引簿としている。各指定管理施設ごとの予算差引簿を作成し、全体を積み上げるようにすること。</p>	<p>各指定管理・施設ごとに予算執行状況等を内部管理し、適切な共通費用を配賦しながら全体を積み上げ予算執行状況等を管理統制する。</p>
<p>特殊建築物等定期報告書作成業務委託の入札において、2 回実施し不調となっているにも係らず、2 回目の最低価格入札者から再度入札書を徴して決定している。市の規定を準用するのであれば、この場合の入札は不調とし、後日、不落随意契約の決裁を得てから最低価格入札者から見積書を徴して随意契約を締結すること。</p>	<p>入札不調の場合の対応について、指摘事項のとおり対応する。</p>

<p>施設利用料の還付事務について、雨天のため施設を利用できなかったときなど、現金受入票により還付額と次回使用利用料とを相殺して返金している例が見られた。丸亀市体育施設設置条例施行規則第9条第2項において「条例第10条ただし書きの規定により、使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているので、利用者の還付請求書に基づき還付事務を行うこと。</p>	<p>施設利用料の還付事務について、指摘事項のとおり対応する。</p>
<p>支出票に請求書が添付されないものが見受けられるが、請求書が添付できない場合は責任の所在を明らかにするために支出要求により支出し、支出要求者が責任をもって支払いし、支出票の裏面に領収書を添付すること。</p>	<p>請求書が添付できない支出票には、指摘事項のとおり対応する。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

監査の結果	講じた措置及び対応状況
<p>財団法人丸亀市体育協会処務規程の中で決裁権限等は明記されているが、内容としては不十分であると思われるので、会計規程及び細則等の整備を図り、事務処理を効率的かつ明確にするよう検討していただきたい。</p>	<p>平成24年度から公益財団法人への移行予定であり、公益法人会計基準に準拠した厳格な会計処理が求められることから、関係機関の指導も受け、調整しながら会計規程及び細則等の関係諸規定の整備充実を図る。</p>